

## — 基本的な注意事項 —

河川内では  
右側通航

航走波の抑制を!

「特定船舶優先区域」では  
大型動力船が優先  
互いに徐行を!

迷惑運転 禁止  
危険運転

汽笛類(ホイッスル等)や  
灯火の携帯

係留場所なし  
大阪湾の潮位に注意

これらの注意事項のほかに、水域ごとに規制がかけられています。詳しくは裏面の地図を確認してください。

### ルール見直し案に関するご意見をお寄せください!

大阪府・大阪市では、河川水上交通の安全と振興のために、よりよいルール作りを検討しています。ぜひご意見をお寄せください。

いただいたご意見は、今後のルールの検討において参考にさせていただきます。

ご意見はこちらまで

大阪府都市整備部河川室

(「河川水上交通の安全と振興に関する協議会」事務局)

E-Mail : kasen-g23@sbox.pref.osaka.lg.jp / FAX : 06-6949-3129

### ルールに関するお問い合わせは

大阪市(東横堀川・道頓堀川)  大阪府(大阪市管理以外の河川)

建設局下水道河川部 TEL:06(6615)6833 都市整備部河川室 TEL:06(6941)0351

大阪 航行ルール

検索 

このリーフレットは20,000部作成し、一部あたりの単価は3.2円です。



大阪市内河川をみんなで安全に使うために  
〈河川水上航行ルールを見直しています〉

### ○ 河川水上航行ルールについて ○

- ✓ 大阪市内河川には、河川内の通航方法や制限事項などを定めた「河川水上航行ルール」があります。
- ✓ 近年、水上の利用が活発になったことに伴い、ルールを現状にあわせて見直しています。
- ✓ ルールの見直し案のポイントについて解説しますので、ぜひ皆様のご意見をお寄せください。


 大阪府  大阪市

河川水上交通の安全と振興に関する協議会


# 河川水上航行ルール見直し案

… 航行ルール適用区域

✓ 「特定船舶優先区域」では、船舶の優先順位を設定します。

地図上の  で囲まれた区域は「特定船舶優先区域」です。  
下表の順位の低い船種が回避に努めるものとします。

順位	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
船種	作業船	動力船 (土砂運搬船)	動力船 (旅客船等)	手漕ぎ・ 足漕ぎボート	モーターボート、 水上オートバイ

 特に狭い水域に限り、回避能力の低い船種を優先するものです。  
それ以外の水域では、原則として非動力船が優先します。

✓ 現場の標識に従いましょう！




標識は橋梁や水面に設置されています

名称	標識	意味
追越し禁止		他の船舶を追い越してはいけません
行き会い注意		他の船舶と行き会う時には、特に注意しましょう
通航制限区域		護岸から5メートル以内は通航してはいけません
船幅制限 (5m)		船幅が5メートルを超える船舶は通航してはいけません
回転禁止		船舶を回転させてはいけません
行き会い・追越し禁止		河道の切欠部以外ですれ違ってはいけません <small>切欠部のみ可</small>



✓ 事前に航行計画を立てましょう！

- ⚠ 大阪市内河川には係留場所がありません。
  - ⚠ 橋梁が低いため、大阪湾の潮位によっては出入りができません。潮位が高いときに橋梁の下を通過するのは大変危険です。
-  事前に大阪湾の潮位と橋梁の桁下高を確認し、安全に通過できるよう、航行計画を立てておきましょう。

— 代表的な桁下高の低い橋梁 —

河川名	橋梁名	桁下高
木津川	昭和橋	T. P. +2. 269m
土佐堀川	淀屋橋	T. P. +2. 374m
堂島川	堂島大橋	T. P. +2. 439m
堂島川	大江橋	T. P. +2. 494m

インターネットで大阪湾の潮位をチェック！  
T. P. = 東京湾平均海面  
気象庁 大阪 潮位  (必ず「標高表示」の潮位表で確認してください)

※「道頓堀川水門」「東横堀川水門」を通航するためには、事前に申込が必要です。  
連絡先: 大阪市建設局東横堀川水門 TEL:06-6203-9268/FAX:06-6203-9027